

医療費の支払いに不安をお持ちの方へ

7月1日から開始します

～無料低額診療事業のお知らせ～



無料低額診療事業とは

無料低額診療事業とは、さまざまな経済的なご事情により、必要な医療を受ける機会が制限されることのないように「無料又は低額な費用」で受診いただくための、「社会福祉法」で定められた制度です。

どんな人が利用できるの？

松江生協病院、ふれあい診療所、生協歯科クリニックを受診されておられ、下記のような経済的なご事情で診療費の支払いが困難な方です。

- ・失業などで医療費の支払いがむずかしくなった方
- ・年金収入だけでは医療費の支払いがむずかしい方
- ・医療費が高額となり、支払いをすると生活が困難となる方
- ・保険証をお持ちでない方
- ・国民健康保険の短期保険証、資格証明書の発行を受けた方 など

世帯の収入額が「生活保護基準額（※ウラ面に説明）」の110%以内であれば、診療費の全額を免除、130%以内であれば診療費の半額が免除されます。

ただし、他の公的な制度（生活保護、福祉医療制度他）が利用できる場合は、そちらのご利用を案内いたします。

対象となる診療費は？

松江生協病院、ふれあい診療所、生協歯科クリニックでの診療費に限ります。院外処方箋による調剤薬局でのお支払い（お薬代）、介護費用については対象になりません。

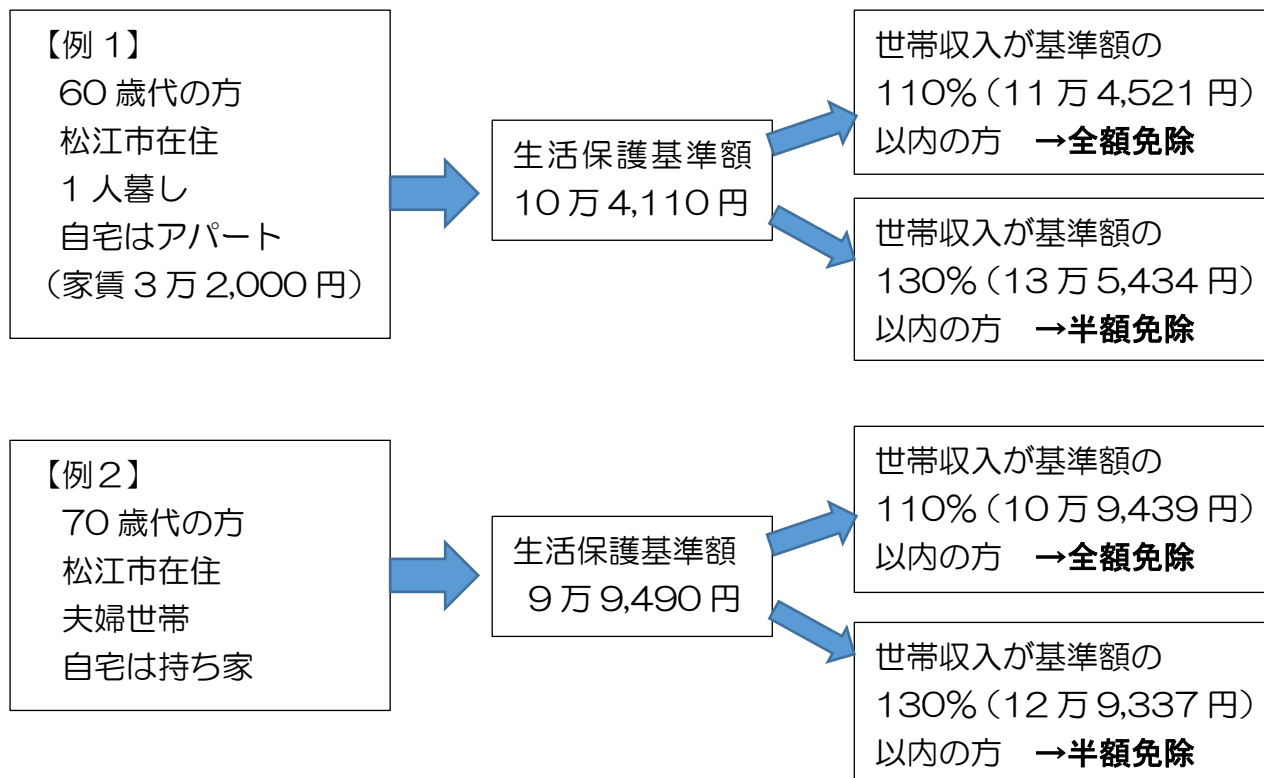


医療費のこと生活のことなど、お悩みがございましたら
当院スタッフまでご相談ください。

生活保護基準額とは

生活保護基準額は、地域・年齢・世帯人数、家賃・各種加算（例：障害者加算）等により異なります。医療福祉相談室の相談員が、世帯の収入状況や家族構成をお尋ねし、算出します。

〈基準額算定例〉



申請に必要なものは？

保険証の他、制度要件を満たしておられるかどうかを判断するため、収入の確認できる資料の提示をお願いすることになります。詳細は別紙案内をご参照願います。

※制度適用にならない場合でも「分割支払い」等負担軽減にむけた相談をいたします。

〈ご相談窓口〉

松江生協病院受付・ふれあい診療所受付・医療福祉相談室

連絡先 病院代表 0852(23)1111

松江生協歯科クリニック

連絡先 0852(26)0444